

寒川町職員の勤務時間、休暇等に関する条例施行規則新旧対照表

現 行	改 正 案
<p style="text-align: center;">～ 略 ～</p> <p>(特別休暇)</p> <p>第16条 条例第14条の規則で定める場合は、次の各号に掲げる場合とし、その期間は、当該各号に掲げる期間とする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) <u>妊娠中又は出産後の女性職員が母子保健法(昭和40年法律第141号)第10条に規定する保健指導又は同法第13条第1項に規定する健康診査を受ける場合 妊娠満23週までは4週間に1回、妊娠満24週から満35週までは2週間に1回、妊娠満36週から出産までは1週間に1回、産後1年まではその間に1回(医師等の特別の指示があつた場合には、いずれの期間についてもその指示された回数)その都度必要と認める時間</u></p> <p>(6)～(21) (略)</p> <p>2～4 (略)</p>	<p style="text-align: center;">～ 略 ～</p> <p>(特別休暇)</p> <p>第16条 条例第14条の規則で定める場合は、次の各号に掲げる場合とし、その期間は、当該各号に掲げる期間とする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) <u>女性職員が母子保健法(昭和40年法律第141号)の規定による保健指導又は健康診査に基づく指導事項を守るため勤務しないことがやむを得ないと認められる場合 必要と認められる期間</u></p> <p>(6)～(21) (略)</p> <p>2～4 (略)</p>
<p style="text-align: center;">～ 略 ～</p>	<p style="text-align: center;">～ 略 ～</p> <p style="text-align: center;"><u>附 則</u></p> <p><u>この規則は、公布の日から施行する。</u></p>